

平成30年9月18日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官

平成29年(ワ)第2348号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成30年7月2日

判 決

5 福岡県大野城市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 吉野 泉

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 告 アコム株式会社

10 同代表者代表取締役 木下 盛好

同訴訟代理人弁護士 安武 雄一郎

主 文

15 1 被告は、原告に対し、966万8108円及びうち740万3704円に対する平成28年11月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

20 主文と同旨。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、貸金業者である被告との間で、利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える約定で、金銭の借入れと弁済を繰り返していた原告が、制限利率による利息の額を超えて利息として支払った部分を元本に充当する計算（以下「引き直し計算」という。）を行うと過払金が生じていると主

張して、被告に対し、不当利得に基づき、966万8108円（過払金元金740万3704円及び確定利息226万4404円の合計）並びに上記過払金元金に対する最終取引日の翌日である平成28年11月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

5 2 爭いのない事実等

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じ、単に「法」という。）第3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告は、昭和59年5月21日、被告との間で、リボルビング方式の金銭消費貸借に係る、利息及び遅延損害金の利率をいずれも年47.45%と定めた基本契約（以下「本件基本契約1」という。）を締結した上で、同日、被告から50万円を借り入れ、以後、平成3年12月11日までの間、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「年月日」記載の各年月日に、同「借入金額」「弁済額」欄に各記載のとおり、被告からの借入れ及び被告に対する弁済を繰り返した（以下「本件取引1」という。）。本件取引1の最終取引日の時点において、本件基本契約1に係るカードの失効手続は行われなかった。

（この項につき乙1）

(3) 原告は、平成4年8月21日、被告との間で、リボルビング方式の金銭消費貸借に係る、利息の利率を年29.2%，遅延損害金の利率を年36.5%，極度額を50万円とそれぞれ定め、原告が本件基本契約に基づく弁済を怠ったときは被告からの通知や催告がなくとも原告が被告に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失して残債務の全額を支払うとの内容の期限の利益喪失条項を含む内容の基本契約（以下「本件基本契約2」という。）を締結した上で、平成5年7月15日、被告から45万円を借り入れ、以後、平成13年9月21日までの間、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」

の「年月日」記載の各年月日に、同「借入金額」「弁済額」欄に各記載のとおり、被告からの借入れ及び被告に対する弁済を繰り返した（以下「本件取引2」という。）。なお、本件取引2の開始時の契約条件は本件取引1の最終取引日における契約条件と同一であった。

5 原告と被告は、本件取引2の期間中、平成6年5月24日には利息の利率を年27.375%に、極度額を100万円に、平成8年1月16日には利息の利率を年23.36%に、平成11年5月24日には極度額を150万円に変更する内容の変更契約をそれぞれ締結した。

(この項につき乙6, 8~10)

10 (4) 原告は、平成15年1月7日、被告との間で、本件基本契約2の内容を変更する内容の契約（以下「本件変更契約」という。）を締結した上で、同日、被告から15万円を借り入れ、以後、平成28年11月22日までの間、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「年月日」記載の各年月日に、同「借入金額」「弁済額」欄に各記載のとおり、被告からの借入れ及び被告に対する弁済を繰り返した（以下「本件取引3」といい、本件取引1、本件取引2及び本件取引3を併せて「本件各取引」という。）。

15

原告と被告は、本件取引3の期間中、平成15年8月29日に利息の利率を20%に変更する内容の変更契約を締結した。

(この項につき乙11の1・2)

20 (5) 原告は、平成29年7月25日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

(6) 被告は、平成29年11月13日の本件第2回口頭弁論期日において、原告に対し、本件各取引が、本件取引1、本件取引2及び本件取引3の3つの取引に分断されるとの主張を前提として、本件取引1に係る過払金債務及び本件取引2までの取引に係る過払金債務につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。（顕著な事実）

25 3 爭点

(1) 悪意の受益者

(原告の主張)

被告は、貸金業者であり、制限利率を超える利率で貸付けをしていることを認識しながら原告からの弁済を受けていたものであり、過払金部分につき法律上の原因がないことを知りながら原告との取引を行っていた者として、
5 民法第704条の「悪意の受益者」に該当するから、過払金債務につき利息を付して弁済する義務を負う。

(被告の主張)

被告は、次に述べるとおり、法第17条及び第18条に定める事項を記載した書面を、原告を含めた顧客に対して交付していた。したがって、被告は、
10 制限利率を超過する利息を債務の弁済として受領するに当たり、法第43条第1項の「みなし弁済」の適用を受けるとの認識を有しており、そのような認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる「特段の事情」がある。

ア 被告は、原告に対して貸付けを行うに当たり、基本契約を締結する際には契約の基本的な内容を記載した基本契約書を、個別の貸付けを行う際には貸付金額等の個別の条件を記載した明細書をそれぞれ交付し、これにより原告に対して法第17条第1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）を交付していた。なお、被告が平成10年6月16日以前に原告に対して17条書面として交付していた書面には、法第17条第1項第6号所定の「返済期間及び返済回数」についての記載がなかったが、そもそも、リボルビング方式の取引においては、個々の貸付けの際に確定的な返済期間や返済回数を記載することは不可能であり、この記載を欠いた書面を交付することについて行政当局から問題視されたこともなく、
20 この記載を必要とする下級審の裁判例が多数存在したわけでもなかったし、被告が本件基本契約1及び本件基本契約2の締結に際して原告に対して交

付していた基本契約書には、「各回の返済金額」及び「各回の返済期日」欄の記載があったから、結局、被告が原告に対して交付していた17条書面は、平成10年6月16日の前後を通じ、17条書面としての要件を満たしていた。

5 イ 被告は、原告から個別の弁済を受けるに当たり、明細書を交付し、これにより原告に対して法第18条第1項所定の事項を記載した書面(以下「18条書面」という。)を交付していた。なお、被告が最高裁平成16年受
第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁(以下「平成18年最判」という。)の言渡しまで18条書面として交付して
10 いた書面には、法第18条第1項第2号所定の「契約年月日」及び同項第
3号所定の「貸付けの金額」についての記載がなかったが、これは、平成
18年最判により無効となる前の法施行規則第15条第2項の規定に従つ
た措置をとっていたものであり、結局、被告が原告に対して交付していた
18条書面は、平成18年最判の言渡しの前後を通じ、18条書面として
15 の要件を満たしていた。

(2) 期限の利益喪失後の遅延損害金利率の適用

(被告の主張)

本件基本契約1には、本件基本契約2と同様、原告が本件基本契約に基づく弁済を怠ったときは被告からの通知や催告がなくとも原告が被告に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失して残債務の全額を支払うとの内容の期限の利益喪失条項が含まれていたところ、原告は、本件取引1において、昭和59年6月25日に弁済期の到来する約定債務についてこの期限を徒過したことから、原告は、同月25日の経過をもって期限の利益を喪失した。したがって、本件取引1のうち、昭和59年6月26日以降の取引については、平成11年法律第155号による改正前の利息制限法第4条所定の遅延損害金の利率である年36%の割合による遅延損害金を付して引き直
20
25

し計算を行うべきである。

(原告の主張)

被告の主張する期限の利益喪失条項の存在及び原告と被告との間に本件取引1において昭和59年6月25日を弁済期とする合意があったことについては否認する。

仮に、被告の主張する期限の利益喪失条項及び弁済期の合意がいずれも存在していたとしても、被告は、その後、原告との取引につき、原告が期限の利益を喪失したとして遅延損害金利率を適用することなく、当初の約定のとおりの取引を長期間反復継続しているから、被告が原告の期限の利益の喪失を主張することは信義則に反し許されない。

(3) 本件取引1及び本件取引2についての一連一体計算

(原告の主張)

本件取引2は、本件取引1の基礎となる本件基本契約1とは別個の基本契約である本件基本契約2を基礎とするものではあるが、次の事実に照らせば、原告と被告との間には、本件取引1と本件取引2とを事実上1個の連續した貸付取引があったものとみて、本件取引1により生じた過払金を本件取引2における貸付金に充当すべき特段の事情があったというべきであり、原告の被告に対する過払金請求権については、本件取引1と本件取引2とを一連一体の取引とみて引き直し計算を実施すべきである。なお、本件各取引のようないわゆるフリーローンの契約を貸金業者との間で締結した者は、通常、金利負担の軽減のために債務を全額弁済したとしても、その後の借入れの必要性に備えて与信枠を確保しておきたいと考えるから、原告が本件取引1の最終取引日に同日時点における残債務の全額を弁済していることをもって、原告が被告との取引を終了する意思を示していたということはできない。

ア 本件取引1の最終取引日には、形式的には本件基本契約1の解約が行われているものの、実際に解約手続を行ったのは原告の夫であり、原告は夫

に対して本件基本契約1の解約に関する権限を与えていないから、本件基本契約1は実質的には解約されていない。

イ 被告は、本件取引1の終了に際し、本件取引1に係る契約書類を原告に返還せず、ATMで使用するカードの失効手続をとっていない。

5 ウ 被告は、本件取引1と本件取引2とを通じ、同一の顧客カードを用いて原告に係る顧客管理を行っている。

エ 本件取引1の最終取引日である平成3年12月11日から本件基本契約2の締結日である平成4年8月21日までの期間である約8か月や、本件取引1の最終取引日から本件基本契約2に基づく最初の借入れの日である平成5年7月15日までの期間である約1年7か月は、約7年6か月にも及ぶ本件取引1の期間と比べれば短期間に過ぎない。

オ 被告は、本件取引1の最終取引日以降、原告に対して頻繁に電話で勧誘を行い、原告は、このような被告の勧誘を契機として、被告との間で本件基本契約2を締結するに至った。

15 カ 本件取引2の開始時の契約条件は本件取引1の最終取引日における契約条件と何ら異ならない。

(被告の主張)

本件取引1と本件取引2は、異なる基本契約である本件基本契約1及び本件基本契約2にそれぞれ基づくものであるから、これらの取引は実質的にも個別の取引として評価すべきである。

そして、次の事実に照らせば、本件取引1により生じた過払金を、本件取引2における貸付金に充当すべき特段の事情は何ら存在しない。

ア 原告は、本件取引1の最終取引日である平成3年12月11日、同日時点における残債務の全額である37万9348円を弁済するとともに、本件基本契約1の解約手続を行っている。

イ 本件取引1の最終取引日である平成3年12月11日から、本件基本契

約2の締結日である平成4年8月21日までの期間である約8か月は、本件取引1における原告と被告との間で取引が行われた頻度（サイクル）である約1か月と比べれば長期間にわたる。

ウ 被告は、本件取引1の終了に際し、原告に対して本件取引1に係る契約書類を郵送により返還している。
5

(4) 本件取引2までの取引及び本件取引3についての一連一体計算
(原告の主張)

本件取引2及び本件取引3はいずれも単一の基本契約である本件基本契約2に基づくものであり、本件取引2の最終取引日である平成13年9月21日から本件基本契約3の開始時である平成15年1月7日までの期間である約1年3か月が、約8年2か月にも及ぶ本件取引2の期間と比べれば短期間に過ぎないことなどの事実に照らせば、原告と被告との間には、本件取引2までの取引により生じた過払金を本件取引3における貸付金に充当する合意があったというべきであり、原告の被告に対する過払金請求権については、
10 本件取引2までの取引と本件取引3とを一連一体の取引とみて引き直し計算を実施すべきである。なお、争点(3)における原告の主張のとおり、原告が本件取引2の最終取引日に同日時点における残債務の全額を弁済していることをもって、原告が被告との取引を終了する意思を示していたということはできない。
15

20 (被告の主張)

争う。原告が本件取引2の最終取引日である平成13年9月21日に同日時点での残債務の全額である146万9032円を弁済していることや、本件取引2の最終取引日である同日から本件取引3の開始日である平成15年1月7日までの期間である約1年3か月が、本件取引2における原告と被告との間で取引が行われた頻度（サイクル）である約1か月又はこれに満たない期間と比べれば長期間にわたることなどからすれば、本件取引2までの取
25

引により生じた過払金を本件取引3における貸付金に充当する合意の存在は認められない。

(5) 本件取引1に係る過払金についての消滅時効

(被告の主張)

5 争点(3)における主張のとおり、本件取引1により生じた過払金を、本件取引2における貸付金に充当すべき特段の事情は何ら存在せず、本件取引1に係る過払金についての不当利得返還債務については、本件取引1の最終取引日である平成3年12月11日から10年が経過したことにより、消滅時効が成立している。

10 (原告の主張)

争う。

(6) 本件取引2までの取引に係る過払金についての消滅時効

(被告の主張)

15 争点(4)における主張のとおり、本件取引2までの取引により生じた過払金を、本件取引3における貸付金に充当すべき特段の事情は何ら存在せず、本件取引2までの取引に係る過払金についての不当利得返還債務については、本件取引2の最終取引日である平成13年9月21日から10年が経過したことにより、消滅時効が成立している。

(原告の主張)

20 争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（悪意の受益者）について

(1) 貸金業者が制限利率を超過する利息を債務の弁済として受領した場合において、その受領につき法第43条第1項の適用が認められない場合には、
25 貸金業者が、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情がない限

り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち、過払金についての悪意の受益者であると推定される。

(2) 被告は、原告との本件各取引の当時、原告に対して17条書面及び18条書面を交付していたと主張する。

5 しかしながら、証拠（乙6）によれば、被告が原告との間で本件基本契約2を締結した際に、本件基本契約2に係るカードローン基本契約書を17条書面として交付したことは認められるものの、被告が原告に対する17条書面及び18条書面の交付の根拠として提出するその他の証拠（乙13の1～3、14の1～3、15の1～3、16の1～3）については、いずれも被告が原告に対して交付した書面であると認めることはできない。そうすると、被告が原告に対して交付した本件基本契約2に係るカードローン基本契約書が17条書面としての要件を充足しているか否か又は17条書面としての要件を充足していると被告が認識することについてやむを得ないといえる特段の事情があったか否かについて検討するまでもなく、被告が原告との本件各取引について法第43条第1項の適用があるとの認識を有していたことについての立証があったとは認められない。

10 (3) したがって、本件においては、被告の原告からの制限利率を超過する利息の受領には、法第43条第1項の適用が認められず、上記特段の事情の存在も認められないから、被告は悪意の受益者であるというべきであり、この点に関する原告の主張には理由がある。

2 争点(2)（期限の利益喪失後の遅延損害金利率の適用）について

20 (1) 被告は、本件基本契約1には期限の利益喪失条項が存在したと主張する。

前記争いのない事実等のとおり、被告が平成4年に原告との間に締結した本件基本契約2には、原告が本件基本契約に基づく弁済を怠ったときは被告からの通知や催告がなくとも原告が被告に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失して残債務の全額を支払うとの内容の期限の利益喪失条項

が存在したところ、本件基本契約 1 及び本件基本契約 2 がいずれもリボルビング方式の金銭消費貸借に係る基本契約であることや、被告が貸金業者であることに照らせば、本件基本契約 1 にも同一内容の期限の利益喪失条項が含まれていたと推認することができる。

5 (2) 次に、被告は、原告が昭和 59 年 6 月 25 日の弁済期を徒過したと主張する。しかしながら、原告はこの弁済期の合意の存在自体を争っているところ、原告と被告が本件基本契約 1 の締結に際して弁済期につきいかなる合意をしたかを認めるに足りる証拠はない。この点に関し、被告は、証拠（甲 1、乙 1）により原告が同日の弁済期を徒過して同月 26 日に弁済したことが明らかであると主張する。しかしながら、上記の各証拠は、いずれも被告が一方的に作成した文書において、原告による特定の弁済につき弁済期を徒過したものであるとの記載があることを示すものに過ぎず、原告が被告との間の弁済期の合意の存在自体及びその具体的な内容を争っている本件においては、これらの文書のみによって被告の主張する弁済期の存在を認めることはできないというべきである。

なお、証拠（乙 6）によれば、本件基本契約 2 には、初回返済期日については借入日の翌日から起算して 35 日以内、第 2 回目以降の返済期日については約定返済金の支払をした日の翌日から起算して 35 日以内との内容の弁済期の合意があったものと認められる。しかしながら、被告が貸金業者であることを考慮しても、弁済期の合意は、広範にわたる顧客との間で一般的かつ恒常に合意することが想定される期限の利益喪失条項とは異なり、個々の取引における条件や、各基本契約の締結時点における被告の営業に係る方針の内容等を踏まえて個別具体的にその内容が定められるものと考えられるから、平成 4 年に締結された本件基本契約 2 における弁済期の合意の存在をもって、昭和 59 年に締結された本件基本契約 1 についてこれと同一内容の弁済期の合意が存在したと直ちに推認することもできない。

(3) したがって、本件においては、原告が本件取引1において期限の利益を喪失したと認めることはできず、被告が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反するか否かを検討するまでもなく、この点に関する被告の主張には理由がない。

5 3 争点(3)（本件取引1及び本件取引2についての一連一体計算）について

(1) 同一の貸主と借主との間で継続的にその貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限利率による利息を超過する部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借契約に係る基本契約が締結された場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなどの特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約の締結及びこれに基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れに際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接觸の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である。

(2) そこで、本件取引1及び本件取引2について事実上1個の連續した貸付取

引であると評価することができるかどうかについて検討するに、上記争いのない事実等及び証拠（甲1，3，11，乙1～4，6；原告本人）並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、昭和59年5月21日、当時は内縁関係にあり、後に結婚した夫（以下、単に「原告の夫」という。）の収入が安定しなかつたことなど

から、必要に応じて生活費の穴埋めなどを可能とするため、被告との間で本件基本契約1を締結し、同日、被告から50万円を借り入れた。被告は、本件基本契約1の締結に際し、原告に対し、被告のATMで使用することが可能なカードを発行して交付した。

イ 原告は、その後、約7年6か月の期間にわたる本件取引1において、被告からの借入れ及び被告に対する弁済を繰り返したが、原告が、本件取引1に係る期間の当時、看護師の職業にあり、被告の営業時間中に被告の営業店舗に赴くことが困難なこともあったことから、原告の夫が原告に代わって本件取引1に係る借入れ及び弁済の一部を行うことがあった。

ウ 原告の夫は、平成3年12月11日、被告の春日原支店を訪れ、被告に対し、約定利息に基づき計算した場合の原告の同日時点の被告に対する残債務の全額である37万9348円を弁済するとともに、原告に代わって本件基本契約1に係る解約手続を行った。被告は、この解約手続に際し、本件基本契約1の締結に際して原告に交付したカードの失効手続をとらなかつた。

エ 被告は、その後、原告の転居後の住所地に対し、本件基本契約1に係る書類を、原告が遅くとも昭和63年9月24日までに転居した後の住所地である福岡県筑紫郡那珂川町内の住所地に送付して返却した。

オ 原告は、原告の夫が本件基本契約1に係る解約手続を行った日の約8か月後である平成4年8月21日、被告との間で本件基本契約2を締結した。原告の夫の収入が不安定であるという状況は、本件取引1が行われていた

期間から原告が本件基本契約2を締結した日までを通じ、何ら変わるところはなかった。

カ 本件取引2の開始時の契約条件は本件取引1の最終取引日における契約条件と同一であった。

5 (3) なお、原告は、被告が原告に係る顧客管理に用いていた顧客カード（乙2）において、原告の親族の名前、住所及び電話番号に誤りがあるなど不正確な点が見られることから、被告が同様に原告に係る顧客管理に用いていたお客さま情報記録カード（乙3。以下「本件情報記録カード」という。）における記録の内容は信用できないと主張する。しかしながら、本件情報記録カードは、被告が本件において写しを原本として提出していることを踏まえても、その体裁及び記載の内容から、被告の従業員が、原告との取引における事象を同時並行的に記載しているものであると認められ、本件取引1の行われていた時期の当時においては、いわゆる過払金返還請求訴訟が提起されることはなかったこと（顕著な事実）に照らせば、被告の従業員が、平成3年当時、本件情報記録カードに、原告との間の解約手続や契約書類の返還について、あえて虚偽の事実を記載したとは認められず、この点に関する原告の主張は採用できない。

10 15

20 このほか、原告は、本件取引1の終了後、被告から頻繁に勧誘を受けたことを契機として本件基本契約2を締結したと主張し、これに沿う陳述書（甲3）を提出するとともに、本人尋問において同旨の供述をするが、これを裏付けるに足りる証拠はない。

25 (4) 前記(2)認定の各事実によれば、原告は、被告からの借入れ及び被告に対する弁済を原告の夫に対して任せることがあり、原告の夫による平成3年12月11日の弁済もこのような原告の意向を踏まえたものであったことは認められる。しかしながら、本件全証拠によっても、原告が、被告との借入れや弁済といった範囲を超えて、被告との間の取引を終了する時期の決定まで

をも原告の夫に委ねていたとは認められない。そして、本件基本契約1の締結が、原告の夫の収入が不安定であるという状況を踏まえたものであり、同日時点においてもその状況には何ら変化がなく、実際に、原告が、本件取引1の最終取引日の後、本件取引1の期間に比して短期間である約8か月の間隔を空けて再び被告との間で本件基本契約2の締結に至っていることをも踏まえれば、同日の弁済が、原告の同日時点における残債務の全額であったことを考慮しても、原告に同日の時点で被告との間の取引を終了する意思があったということはできない。これに加えて、被告が本件取引1の最終取引日以降において本件基本契約1に係るカードの失効手続をとっていないこととも踏まえれば、被告が本件基本契約1に係る契約書類を返却していることを踏まえてもなお、原告及び被告の双方において、本件取引1の最終取引日に、取引を終了させる意思があったと認めるることはできない。

(5) したがって、本件においては、本件取引1により生じた過払金を本件取引2における貸付金に充当すべき特段の事情があり、原告の被告に対する過払金請求権については、本件取引1と本件取引2とを一連一体の取引とみて引き直し計算を実施すべきであると認められ、この点に関する原告の主張には理由がある。

4 争点(4)（本件取引2までの取引及び本件取引3についての一連一体計算）について

(1) 前記争いのない事実等及び証拠（甲3、原告本人）によれば、原告は、平成4年8月21日に本件基本契約2を締結した後、平成5年7月15日から約8年2か月の期間にわたって本件取引2を行ったこと、原告は、平成13年9月21日、住宅ローンの審査に備えて被告からの借入れを減らすことを目的として、約定利息に基づき計算した場合の同日時点の被告に対する残債務の全額である146万9032円を弁済したが、その後も必要に応じて被告からの借入れを行おうと考えており、実際に、平成15年1月7日には本

件変更契約を締結するとともに被告から 15 万円を借り入れていることが
それぞれ認められる。

- (2) 上記(1)の事実によれば、本件取引 2 の最終取引日から本件取引 3 の開始の
5 日までの期間は本件取引 2 の期間に比して短期間の約 1 年 3 か月後にとど
まっており、原告が本件取引 2 の最終取引日に残債務の全額を弁済したこと
についても、被告との間の取引を終了する意思に基づくものであったと認め
ることはできない。そうすると、本件取引 2 と本件取引 3 は、いずれも單一
10 の基本契約に基づく取引であるから、原告と被告との間には、本件取引 2 に
より生じた過払金（本件取引 2 よりも前の取引において過払金が発生してお
り、これを本件取引 2 と一連一体のものとみて計算すべき場合にはこれを含
めた過払金）を本件取引 3 における貸付金に充当する合意が存在していたも
のと認められる。なお、前記争いのない事実等のとおり、原告と被告は本件
15 取引 3 の開始時に本件変更契約を締結していることが認められるが、本件全
証拠によっても、本件変更契約が具体的にいかなる契約条件を変更したもの
であるかは明らかでない上、前記争いのない事実等のとおり、原告と被告は、
本件取引 2 及び本件取引 3 の期間を通じて、複数回にわたって利息の利率や
極度額といった契約条件を変更する変更契約を締結していることが認めら
れるから、本件取引 3 の開始時において本件変更契約が形式的に締結されて
いることのみによっては、上記認定のとおりの合意の存在を覆すに至らない
20 というべきである。
- (3) したがって、本件においては、原告と被告との間には、本件取引 2 までの
取引により生じた過払金を本件取引 3 における貸付金に充当する合意があ
り、原告の被告に対する過払金請求権については、本件取引 2 までの取引と
本件取引 3 とを一連一体の取引とみて引き直し計算を実施すべきであると
25 認められ、この点に関する原告の主張には理由がある。

5 争点(5)（本件取引 1 に係る過払金についての消滅時効）について

争点(3)に対する判断のとおり、本件においては、本件取引1により生じた過払金を本件取引2における貸付金に充当すべき特段の事情があると認められるから、本件取引1の最終取引日を起算点とする消滅時効をいう被告の主張には理由がない。

5 6 争点(6)（本件取引2までの取引に係る過払金についての消滅時効）について
争点(4)に対する判断のとおり、本件においては、本件取引2までの取引により生じた過払金を本件取引3における貸付金に充当する合意があると認められるから、本件取引2の最終取引日を起算点とする消滅時効をいう被告の主張には理由がない。

10 7 計算

以上の判断を前提とすると、本件各取引の具体的な内容については当事者間に争いがないから、本件各取引の借入れ及び弁済を制限利率に引き直し、かつ、被告が本件各取引の全期間にわたって悪意の受益者に該当することから、過払金に対して民法所定の年5分の割合による利息を付して計算すると、本件各取引の結果、原告は、最終取引日である平成28年11月22日の時点において966万8108円（過払金元金740万3704円及び確定利息226万4404円の合計）の過払金請求権を有しており、上記過払金元金に対する同月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払請求権をも有していると認められる。

20 第4 結論

よって、原告の請求は、理由があるから認容し、仮執行免脱宣言は相当でないから付さないこととし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第3民事部

25

裁判官 高嶋 謙

別 紙

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

会員番号:

資金業者:

アコム株式会社

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	S59.5.21	500,000		0.18				500,000		
2	S59.6.26		30,000	0.18	36	8,852	0	478,852	0	0
3	S59.7.25		40,000	0.18	29	6,829	0	445,681	0	0
4	S59.8.27		30,000	0.18	33	7,233	0	422,914	0	0
5	S59.10.1		25,000	0.18	35	7,279	0	405,193	0	0
6	S59.11.5		30,000	0.18	35	6,974	0	382,167	0	0
7	S59.12.10		30,000	0.18	35	6,578	0	358,745	0	0
8	S60.1.14		25,000	0.18	35	6,181	0	339,926	0	0
9	S60.1.14	65,000		0.18	0	0	0	404,926	0	0
10	S60.2.19		30,000	0.18	36	7,188	0	382,114	0	0
11	S60.3.19		30,000	0.18	28	5,276	0	357,390	0	0
12	S60.3.19		480,671	0.18	0	0	0	-123,281	0	0
13	S60.3.19	480,671		0.18	0	0	0	357,390	0	0
14	S60.4.23		25,000	0.18	35	6,168	0	338,558	0	0
15	S60.4.23	25,000		0.18	0	0	0	363,558	0	0
16	S60.5.28		30,000	0.18	35	6,275	0	339,833	0	0
17	S60.6.1	10,000		0.18	4	670	670	349,833	0	0
18	S60.6.21		30,000	0.18	20	3,450	0	323,953	0	0
19	S60.7.22		30,000	0.18	31	4,952	0	298,905	0	0
20	S60.8.21		30,000	0.18	30	4,422	0	273,327	0	0
21	S60.9.18		30,000	0.18	28	3,774	0	247,101	0	0
22	S60.10.18		30,000	0.18	30	3,655	0	220,756	0	0
23	S60.11.18		30,000	0.18	31	3,374	0	194,130	0	0
24	S60.12.20		30,000	0.18	32	3,063	0	167,193	0	0
25	S61.1.17		30,000	0.18	28	2,308	0	139,501	0	0
26	S61.2.21		30,000	0.18	35	2,407	0	111,908	0	0
27	S61.3.18		30,000	0.18	25	1,379	0	83,287	0	0
28	S61.4.21		25,000	0.18	34	1,396	0	59,683	0	0
29	S61.4.26	110,000		0.18	5	147	147	169,683	0	0
30	S61.5.21		100,000	0.18	25	2,091	0	71,921	0	0
31	S61.6.19		30,000	0.18	29	1,028	0	42,949	0	0
32	S61.7.18		30,000	0.18	29	614	0	18,563	0	0
33	S61.8.19		30,000	0.18	32	214	0	-16,223	0	0
34	S61.9.18		30,000	0.18	30	0	0	-46,223	-66	-66
35	S61.10.7	235,000		0.18	19	0	0	188,591	-120	0
36	S61.10.17		30,000	0.18	10	930	0	159,521	0	0
37	S61.11.19		30,000	0.18	33	2,596	0	132,117	0	0
38	S61.12.16		30,000	0.18	27	1,759	0	103,876	0	0
39	S62.1.19		30,000	0.18	34	1,741	0	75,617	0	0
40	S62.2.19		30,000	0.18	31	1,156	0	46,773	0	0
41	S62.3.13	75,000		0.18	22	507	507	121,773	0	0
42	S62.3.19		40,000	0.18	6	360	0	82,640	0	0
43	S62.4.22		40,000	0.18	34	1,385	0	44,025	0	0
44	S62.5.18		30,000	0.18	26	564	0	14,589	0	0
45	S62.6.18		40,000	0.18	31	223	0	-25,188	0	0
46	S62.7.21		40,000	0.18	33	0	0	-65,188	-113	-113
47	S62.8.21	361,089		0.18	31	0	0	295,512	-276	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	S62.8.21		30,000	0.18	0	0	0	265,512	0	0
49	S62.8.21		361,089	0.18	0	0	0	-95,577	0	0
50	S62.9.21		30,000	0.18	31	0	0	-125,577	-405	-405
51	S62.9.21	150,000		0.18	0	0	0	24,018	0	0
52	S62.10.21		30,000	0.18	30	355	0	-5,627	0	0
53	S62.11.24		30,000	0.18	34	0	0	-35,627	-26	-26
54	S62.12.21		40,000	0.18	27	0	0	-75,627	-131	-157
55	S63.1.20		40,000	0.18	30	0	0	-115,627	-310	-467
56	S63.2.17		30,000	0.18	28	0	0	-145,627	-442	-909
57	S63.3.18		30,000	0.18	30	0	0	-175,627	-596	-1,505
58	S63.4.16		30,000	0.18	29	0	0	-205,627	-695	-2,200
59	S63.5.20		30,000	0.18	34	0	0	-235,627	-955	-3,155
60	S63.6.6	100,000		0.18	17	0	0	-139,329	-547	0
61	S63.6.18		30,000	0.18	12	0	0	-169,329	-228	-228
62	S63.7.18		30,000	0.18	30	0	0	-199,329	-693	-921
63	S63.8.18		30,000	0.18	31	0	0	-229,329	-844	-1,765
64	S63.9.21		30,000	0.18	34	0	0	-259,329	-1,065	-2,830
65	S63.9.26	70,000		0.18	5	0	0	-192,336	-177	0
66	S63.10.2	50,000		0.18	6	0	0	-142,493	-157	0
67	S63.10.19		25,000	0.18	17	0	0	-167,493	-330	-330
68	S63.11.19		25,000	0.18	31	0	0	-192,493	-709	-1,039
69	S63.11.20	30,000		0.18	1	0	0	-163,558	-26	0
70	S63.11.26	50,000		0.18	6	0	0	-113,692	-134	0
71	S63.12.20		30,000	0.18	24	0	0	-143,692	-372	-372
72	H1.1.17	20,000		0.18	28	0	0	-124,614	-550	0
73	H1.1.24		30,000	0.18	7	0	0	-154,614	-119	-119
74	H1.1.28	18,000		0.18	4	0	0	-136,817	-84	0
75	H1.2.23		25,000	0.18	26	0	0	-161,817	-487	-487
76	H1.2.23	14,000		0.18	0	0	0	-148,304	0	0
77	H1.3.28		25,000	0.18	33	0	0	-173,304	-670	-670
78	H1.3.28	10,000		0.18	0	0	0	-163,974	0	0
79	H1.4.29		30,000	0.18	32	0	0	-193,974	-718	-718
80	H1.5.6	10,000		0.18	7	0	0	-184,878	-186	0
81	H1.5.6	8,000		0.18	0	0	0	-176,878	0	0
82	H1.6.1		25,000	0.18	26	0	0	-201,878	-629	-629
83	H1.6.1	13,000		0.18	0	0	0	-189,507	0	0
84	H1.7.5		30,000	0.18	34	0	0	-219,507	-882	-882
85	H1.8.4		20,000	0.18	30	0	0	-239,507	-902	-1,784
86	H1.8.5	10,000		0.18	1	0	0	-231,323	-32	0
87	H1.9.7		20,000	0.18	33	0	0	-251,323	-1,045	-1,045
88	H1.10.11		30,000	0.18	34	0	0	-281,323	-1,170	-2,215
89	H1.11.4	30,000		0.18	24	0	0	-254,462	-924	0
90	H1.11.11		30,000	0.18	7	0	0	-284,462	-244	-244
91	H1.11.15	20,000		0.18	4	0	0	-264,861	-155	0
92	H1.11.30	5,000		0.18	15	0	0	-260,405	-544	0
93	H1.12.11		130,000	0.18	11	0	0	-390,405	-392	-392
94	H2.1.10		30,000	0.18	30	0	0	-420,405	-1,604	-1,996
95	H2.1.25	50,000		0.18	15	0	0	-373,264	-863	0
96	H2.1.31	50,000		0.18	6	0	0	-323,570	-306	0
97	H2.2.1	40,000		0.18	1	0	0	-283,614	-44	0
98	H2.2.12		30,000	0.18	11	0	0	-313,614	-427	-427
99	H2.2.17	20,000		0.18	5	0	0	-294,255	-214	0
100	H2.3.17		30,000	0.18	28	0	0	-324,255	-1,128	-1,128

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H2. 3. 24	15,000		0.18	7	0	0	-310,693	-310	0
102	H2. 4. 21		20,000	0.18	28	0	0	-330,693	-1,191	-1,191
103	H2. 4. 25	8,000		0.18	4	0	0	-324,065	-181	0
104	H2. 5. 25		20,000	0.18	30	0	0	-344,065	-1,331	-1,331
105	H2. 5. 28	6,000		0.18	3	0	0	-339,537	-141	0
106	H2. 6. 29		20,000	0.18	32	0	0	-359,537	-1,488	-1,488
107	H2. 8. 3		20,000	0.18	35	0	0	-379,537	-1,723	-3,211
108	H2. 8. 4	11,000		0.18	1	0	0	-371,799	-51	0
109	H2. 9. 7		20,000	0.18	34	0	0	-391,799	-1,731	-1,731
110	H2. 9. 7	7,000		0.18	0	0	0	-386,530	0	0
111	H2. 10. 11		30,000	0.18	34	0	0	-416,530	-1,800	-1,800
112	H2. 11. 6	10,000		0.18	26	0	0	-409,813	-1,483	0
113	H2. 11. 14		30,000	0.18	8	0	0	-439,813	-449	-449
114	H2. 12. 1	24,000		0.18	17	0	0	-417,286	-1,024	0
115	H2. 12. 17		30,000	0.18	16	0	0	-447,286	-914	-914
116	H3. 1. 19		30,000	0.18	33	0	0	-477,286	-2,021	-2,935
117	H3. 2. 18		20,000	0.18	30	0	0	-497,286	-1,961	-4,896
118	H3. 2. 18	30,000		0.18	0	0	0	-472,182	0	0
119	H3. 3. 19		30,000	0.18	29	0	0	-502,182	-1,875	-1,875
120	H3. 4. 19		30,000	0.18	31	0	0	-532,182	-2,132	-4,007
121	H3. 5. 21		22,000	0.18	32	0	0	-554,182	-2,332	-6,339
122	H3. 5. 25	60,000		0.18	4	0	0	-500,824	-303	0
123	H3. 6. 19		30,000	0.18	25	0	0	-530,824	-1,715	-1,715
124	H3. 7. 19		30,000	0.18	30	0	0	-560,824	-2,181	-3,896
125	H3. 8. 3	30,000		0.18	15	0	0	-535,872	-1,152	0
126	H3. 8. 21		22,000	0.18	18	0	0	-557,872	-1,321	-1,321
127	H3. 9. 19		30,000	0.18	29	0	0	-587,872	-2,216	-3,537
128	H3. 10. 21		200,000	0.18	32	0	0	-787,872	-2,576	-6,113
129	H3. 11. 2	50,000		0.18	12	0	0	-745,280	-1,295	0
130	H3. 11. 7	40,000		0.18	5	0	0	-705,790	-510	0
131	H3. 11. 20		30,000	0.18	13	0	0	-735,790	-1,256	-1,256
132	H3. 12. 4	30,000		0.18	14	0	0	-708,457	-1,411	0
133	H3. 12. 11		379,348	0.18	7	0	0	-1,087,805	-679	-679
134	H5. 7. 15	450,000		0.18	582	0	0	-725,053	-86,569	0
135	H5. 8. 4	30,000		0.18	20	0	0	-697,039	-1,986	0
136	H5. 8. 19		100,000	0.18	15	0	0	-797,039	-1,432	-1,432
137	H5. 9. 1	50,000		0.18	13	0	0	-749,890	-1,419	0
138	H5. 9. 2	30,000		0.18	1	0	0	-719,992	-102	0
139	H5. 9. 16		470,000	0.18	14	0	0	-1,189,992	-1,380	-1,380
140	H5. 9. 22	100,000		0.18	6	0	0	-1,092,350	-978	0
141	H5. 10. 7	50,000		0.18	15	0	0	-1,044,594	-2,244	0
142	H5. 10. 21		20,000	0.18	14	0	0	-1,064,594	-2,003	-2,003
143	H5. 10. 22	250,000		0.18	1	0	0	-816,742	-145	0
144	H5. 11. 7	50,000		0.18	16	0	0	-768,532	-1,790	0
145	H5. 11. 25		22,000	0.18	18	0	0	-790,532	-1,895	-1,895
146	H5. 11. 29	50,000		0.18	4	0	0	-742,860	-433	0
147	H5. 12. 3	10,000		0.18	4	0	0	-733,267	-407	0
148	H5. 12. 25		30,000	0.18	22	0	0	-763,267	-2,209	-2,209
149	H6. 1. 9	22,000		0.18	15	0	0	-745,044	-1,568	0
150	H6. 1. 24		25,000	0.18	15	0	0	-770,044	-1,530	-1,530
151	H6. 2. 1	14,000		0.18	8	0	0	-758,417	-843	0
152	H6. 2. 25		20,000	0.18	24	0	0	-778,417	-2,493	-2,493
153	H6. 3. 7	7,000		0.18	10	0	0	-774,976	-1,066	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
154	H6.3.24		25,000	0.18	17	0	0	-799,976	-1,804	-1,804
155	H6.3.24	14,000		0.18	0	0	0	-787,780	0	0
156	H6.4.28		25,000	0.18	35	0	0	-812,780	-3,777	-3,777
157	H6.5.17	10,000		0.18	19	0	0	-808,672	-2,115	0
158	H6.5.24	200,000		0.18	7	0	0	-609,447	-775	0
159	H6.5.27	100,000		0.18	3	0	0	-509,697	-250	0
160	H6.5.30	80,000		0.18	3	0	0	-429,906	-209	0
161	H6.5.30		30,000	0.18	0	0	0	-459,906	0	0
162	H6.6.3	30,000		0.18	4	0	0	-430,158	-252	0
163	H6.6.7	20,000		0.18	4	0	0	-410,393	-235	0
164	H6.6.21	30,000		0.18	14	0	0	-381,180	-787	0
165	H6.6.23	30,000		0.18	2	0	0	-351,284	-104	0
166	H6.6.25	20,000		0.18	2	0	0	-331,380	-96	0
167	H6.7.3		30,000	0.18	8	0	0	-361,380	-363	-363
168	H6.7.18	14,000		0.18	15	0	0	-348,485	-742	0
169	H6.8.8		30,000	0.18	21	0	0	-378,485	-1,002	-1,002
170	H6.9.11		30,000	0.18	34	0	0	-408,485	-1,762	-2,764
171	H6.10.13		30,000	0.18	32	0	0	-438,485	-1,790	-4,554
172	H6.11.16		30,000	0.18	34	0	0	-468,485	-2,042	-6,596
173	H6.11.16	19,000		0.18	0	0	0	-456,081	0	0
174	H6.12.19		30,000	0.18	33	0	0	-486,081	-2,061	-2,061
175	H6.12.22		996,730	0.18	3	0	0	-1,482,811	-199	-2,260
176	H7.4.20	100,000		0.18	119	0	0	-1,409,242	-24,171	0
177	H7.4.24	350,000		0.18	4	0	0	-1,060,014	-772	0
178	H7.5.24		30,000	0.18	30	0	0	-1,090,014	-4,356	-4,356
179	H7.5.24	90,000		0.18	0	0	0	-1,004,370	0	0
180	H7.5.26	110,000		0.18	2	0	0	-894,645	-275	0
181	H7.5.30	100,000		0.18	4	0	0	-795,135	-490	0
182	H7.6.1	60,000		0.18	2	0	0	-735,352	-217	0
183	H7.6.16	70,000		0.18	15	0	0	-666,862	-1,510	0
184	H7.6.17	30,000		0.18	1	0	0	-636,953	-91	0
185	H7.6.21		50,000	0.18	4	0	0	-686,953	-349	-349
186	H7.7.24		37,000	0.18	33	0	0	-723,953	-3,105	-3,454
187	H7.7.24	59,000		0.18	0	0	0	-668,407	0	0
188	H7.8.24		36,000	0.18	31	0	0	-704,407	-2,838	-2,838
189	H7.8.24	80,000		0.18	0	0	0	-627,245	0	0
190	H7.9.22		40,000	0.18	29	0	0	-667,245	-2,491	-2,491
191	H7.9.28	50,000		0.18	6	0	0	-620,284	-548	0
192	H7.10.24		40,000	0.18	26	0	0	-660,284	-2,209	-2,209
193	H7.10.24	20,000		0.18	0	0	0	-642,493	0	0
194	H7.11.23		40,000	0.18	30	0	0	-682,493	-2,640	-2,640
195	H7.11.23	18,000		0.18	0	0	0	-667,133	0	0
196	H7.12.20		50,000	0.18	27	0	0	-717,133	-2,467	-2,467
197	H8.1.22		40,000	0.18	33	0	0	-757,133	-3,235	-5,702
198	H8.2.23		40,000	0.18	32	0	0	-797,133	-3,309	-9,011
199	H8.2.23	60,000		0.18	0	0	0	-746,144	0	0
200	H8.3.24		40,000	0.18	30	0	0	-786,144	-3,057	-3,057
201	H8.4.2	28,000		0.18	9	0	0	-762,167	-966	0
202	H8.4.23		40,000	0.18	21	0	0	-802,167	-2,186	-2,186
203	H8.4.29	20,000		0.18	6	0	0	-785,010	-657	0
204	H8.5.20		40,000	0.18	21	0	0	-825,010	-2,252	-2,252
205	H8.5.20	23,000		0.18	0	0	0	-804,262	0	0
206	H8.6.24		40,000	0.18	35	0	0	-844,262	-3,845	-3,845

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	H8. 7. 22		40,000	0.18	28	0	0	-884,262	-3,229	-7,074
208	H8. 7. 22	40,000		0.18	0	0	0	-851,336	0	0
209	H8. 8. 22		40,000	0.18	31	0	0	-891,336	-3,605	-3,605
210	H8. 8. 29	20,000		0.18	7	0	0	-875,793	-852	0
211	H8. 9. 24		40,000	0.18	26	0	0	-915,793	-3,110	-3,110
212	H8. 10. 1	20,000		0.18	7	0	0	-899,778	-875	0
213	H8. 10. 21		40,000	0.18	20	0	0	-939,778	-2,458	-2,458
214	H8. 11. 21		40,000	0.18	31	0	0	-979,778	-3,979	-6,437
215	H8. 11. 21	40,000		0.18	0	0	0	-946,215	0	0
216	H8. 12. 21		40,000	0.18	30	0	0	-986,215	-3,877	-3,877
217	H9. 1. 23		40,000	0.18	33	0	0	-1,026,215	-4,454	-8,331
218	H9. 1. 30	43,000		0.18	7	0	0	-992,530	-984	0
219	H9. 2. 24		40,000	0.18	25	0	0	-1,032,530	-3,399	-3,399
220	H9. 2. 24	20,000		0.18	0	0	0	-1,015,929	0	0
221	H9. 3. 24		40,000	0.18	28	0	0	-1,055,929	-3,896	-3,896
222	H9. 3. 24	22,000		0.18	0	0	0	-1,037,825	0	0
223	H9. 4. 22		40,000	0.18	29	0	0	-1,077,825	-4,122	-4,122
224	H9. 4. 22	20,000		0.18	0	0	0	-1,061,947	0	0
225	H9. 5. 22		40,000	0.18	30	0	0	-1,101,947	-4,364	-4,364
226	H9. 6. 6	20,000		0.18	15	0	0	-1,088,575	-2,264	0
227	H9. 6. 23		40,000	0.18	17	0	0	-1,128,575	-2,535	-2,535
228	H9. 6. 23	20,000		0.18	0	0	0	-1,111,110	0	0
229	H9. 7. 22		40,000	0.18	29	0	0	-1,151,110	-4,413	-4,413
230	H9. 7. 29	20,000		0.18	7	0	0	-1,136,626	-1,103	0
231	H9. 8. 6	4,000		0.18	8	0	0	-1,133,871	-1,245	0
232	H9. 8. 22		40,000	0.18	16	0	0	-1,173,871	-2,485	-2,485
233	H9. 8. 22	20,000		0.18	0	0	0	-1,156,356	0	0
234	H9. 9. 23		40,000	0.18	32	0	0	-1,196,356	-5,068	-5,068
235	H9. 9. 23	20,000		0.18	0	0	0	-1,181,424	0	0
236	H9. 10. 23		40,000	0.18	30	0	0	-1,221,424	-4,855	-4,855
237	H9. 10. 23	20,000		0.18	0	0	0	-1,206,279	0	0
238	H9. 11. 5		100,000	0.18	13	0	0	-1,306,279	-2,148	-2,148
239	H9. 11. 24		40,000	0.18	19	0	0	-1,346,279	-3,399	-5,547
240	H9. 11. 24	30,000		0.18	0	0	0	-1,321,826	0	0
241	H9. 12. 5	90,000		0.18	11	0	0	-1,233,817	-1,991	0
242	H9. 12. 22		40,000	0.18	17	0	0	-1,273,817	-2,873	-2,873
243	H10. 1. 21		40,000	0.18	30	0	0	-1,313,817	-5,234	-8,107
244	H10. 2. 23		40,000	0.18	33	0	0	-1,353,817	-5,939	-14,046
245	H10. 3. 4	40,000		0.18	9	0	0	-1,329,532	-1,669	0
246	H10. 3. 23		80,000	0.18	19	0	0	-1,409,532	-3,460	-3,460
247	H10. 4. 9		100,000	0.18	17	0	0	-1,509,532	-3,282	-6,742
248	H10. 4. 22	50,000		0.18	13	0	0	-1,468,962	-2,688	0
249	H10. 4. 25	30,000		0.18	3	0	0	-1,439,565	-603	0
250	H10. 5. 4	30,000		0.18	9	0	0	-1,411,339	-1,774	0
251	H10. 5. 11		40,000	0.18	7	0	0	-1,451,339	-1,353	-1,353
252	H10. 6. 6	40,000		0.18	26	0	0	-1,417,861	-5,169	0
253	H10. 6. 13		40,000	0.18	7	0	0	-1,457,861	-1,359	-1,359
254	H10. 7. 15		110,000	0.18	32	0	0	-1,567,861	-6,390	-7,749
255	H10. 7. 22		80,000	0.18	7	0	0	-1,647,861	-1,503	-9,252
256	H10. 8. 12		50,000	0.18	21	0	0	-1,697,861	-4,740	-13,992
257	H10. 8. 26		40,000	0.18	14	0	0	-1,737,861	-3,256	-17,248
258	H10. 9. 4	50,000		0.18	9	0	0	-1,707,251	-2,142	0
259	H10. 9. 12	30,000		0.18	8	0	0	-1,679,121	-1,870	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
260	H10. 9. 23		40,000	0.18	11	0	0	-1,719,121	-2,530	-2,530
261	H10. 9. 23	20,000		0.18	0	0	0	-1,701,651	0	0
262	H10. 10. 9	235,000		0.18	16	0	0	-1,470,380	-3,729	0
263	H10. 10. 22		40,000	0.18	13	0	0	-1,510,380	-2,618	-2,618
264	H10. 10. 22	20,000		0.18	0	0	0	-1,492,998	0	0
265	H10. 11. 22		40,000	0.18	31	0	0	-1,532,998	-6,340	-6,340
266	H10. 11. 22	25,000		0.18	0	0	0	-1,514,338	0	0
267	H10. 12. 24		40,000	0.18	32	0	0	-1,554,338	-6,638	-6,638
268	H10. 12. 24	10,000		0.18	0	0	0	-1,550,976	0	0
269	H11. 1. 24		40,000	0.18	31	0	0	-1,590,976	-6,586	-6,586
270	H11. 1. 24	20,000		0.18	0	0	0	-1,577,562	0	0
271	H11. 2. 23		60,000	0.18	30	0	0	-1,637,562	-6,483	-6,483
272	H11. 3. 23		30,000	0.18	28	0	0	-1,667,562	-6,281	-12,764
273	H11. 4. 6		80,000	0.18	14	0	0	-1,747,562	-3,198	-15,962
274	H11. 5. 3	50,000		0.18	27	0	0	-1,719,987	-6,463	0
275	H11. 5. 3	20,000		0.18	0	0	0	-1,699,987	0	0
276	H11. 5. 6		70,000	0.18	3	0	0	-1,769,987	-698	-698
277	H11. 5. 22		30,000	0.18	16	0	0	-1,799,987	-3,879	-4,577
278	H11. 5. 24	600,000		0.18	2	0	0	-1,205,057	-493	0
279	H11. 6. 23		50,000	0.18	30	0	0	-1,255,057	-4,952	-4,952
280	H11. 7. 23		50,000	0.18	30	0	0	-1,305,057	-5,157	-10,109
281	H11. 8. 23		50,000	0.18	31	0	0	-1,355,057	-5,542	-15,651
282	H11. 8. 23	10,000		0.18	0	0	0	-1,355,057	0	-5,651
283	H11. 8. 27	50,000		0.18	4	0	0	-1,311,450	-742	0
284	H11. 9. 22		45,000	0.18	26	0	0	-1,356,450	-4,670	-4,670
285	H11. 10. 23		45,000	0.18	31	0	0	-1,401,450	-5,760	-10,430
286	H11. 11. 4	50,000		0.18	12	0	0	-1,364,183	-2,303	0
287	H11. 11. 23		45,000	0.18	19	0	0	-1,409,183	-3,550	-3,550
288	H11. 12. 23		50,000	0.18	30	0	0	-1,459,183	-5,791	-9,341
289	H12. 1. 21	40,000		0.18	29	0	0	-1,434,309	-5,785	0
290	H12. 1. 23		50,000	0.18	2	0	0	-1,484,309	-391	-391
291	H12. 2. 22		45,000	0.18	30	0	0	-1,529,309	-6,083	-6,474
292	H12. 2. 22	20,000		0.18	0	0	0	-1,515,783	0	0
293	H12. 3. 22		40,000	0.18	29	0	0	-1,555,783	-6,005	-6,005
294	H12. 3. 22		5,000	0.18	0	0	0	-1,560,783	0	-6,005
295	H12. 3. 22	60,000		0.18	0	0	0	-1,506,788	0	0
296	H12. 4. 22		45,000	0.18	31	0	0	-1,551,788	-6,381	-6,381
297	H12. 4. 22	20,000		0.18	0	0	0	-1,538,169	0	0
298	H12. 5. 23		45,000	0.18	31	0	0	-1,583,169	-6,514	-6,514
299	H12. 5. 23	17,000		0.18	0	0	0	-1,572,683	0	0
300	H12. 6. 16		800,000	0.18	24	0	0	-2,372,683	-5,156	-5,156
301	H12. 6. 26		300,000	0.18	10	0	0	-2,672,683	-3,241	-8,397
302	H12. 7. 6	150,000		0.18	10	0	0	-2,534,731	-3,651	0
303	H12. 7. 25		30,000	0.18	19	0	0	-2,564,731	-6,579	-6,579
304	H12. 7. 25	170,000		0.18	0	0	0	-2,401,310	0	0
305	H12. 8. 2	150,000		0.18	8	0	0	-2,253,934	-2,624	0
306	H12. 8. 8	20,000		0.18	6	0	0	-2,235,781	-1,847	0
307	H12. 8. 15	200,000		0.18	7	0	0	-2,037,919	-2,138	0
308	H12. 8. 17	60,000		0.18	2	0	0	-1,978,475	-556	0
309	H12. 8. 26		40,000	0.18	9	0	0	-2,018,475	-2,432	-2,432
310	H12. 9. 1		170,000	0.18	6	0	0	-2,188,475	-1,654	-4,086
311	H12. 9. 26	100,000		0.18	25	0	0	-2,100,035	-7,474	0
312	H12. 9. 29		100,000	0.18	3	0	0	-2,200,035	-860	-860

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
313	H12. 10. 4	100,000		0.18	5	0	0	-2,102,397	-1,502	0
314	H12. 10. 14	50,000		0.18	10	0	0	-2,055,269	-2,872	0
315	H12. 10. 19	60,000		0.18	5	0	0	-1,996,672	-1,403	0
316	H12. 10. 31		40,000	0.18	12	0	0	-2,036,672	-3,273	-3,273
317	H12. 10. 31	100,000		0.18	0	0	0	-1,939,945	0	0
318	H12. 11. 2	100,000		0.18	2	0	0	-1,840,475	-530	0
319	H12. 11. 17	50,000		0.18	15	0	0	-1,794,246	-3,771	0
320	H12. 12. 4		50,000	0.18	17	0	0	-1,844,246	-4,166	-4,166
321	H12. 12. 7	40,000		0.18	3	0	0	-1,809,167	-755	0
322	H12. 12. 30		50,000	0.18	23	0	0	-1,859,167	-5,684	-5,684
323	H13. 2. 2		45,000	0.18	34	0	0	-1,904,167	-8,658	-14,342
324	H13. 2. 17	85,000		0.18	15	0	0	-1,837,421	-3,912	0
325	H13. 3. 6		45,000	0.18	17	0	0	-1,882,421	-4,278	-4,278
326	H13. 3. 6	15,000		0.18	0	0	0	-1,871,699	0	0
327	H13. 4. 9		50,000	0.18	34	0	0	-1,921,699	-8,717	-8,717
328	H13. 4. 21	20,000		0.18	12	0	0	-1,913,574	-3,158	0
329	H13. 5. 11		90,000	0.18	20	0	0	-2,003,574	-5,242	-5,242
330	H13. 6. 11		50,000	0.18	31	0	0	-2,053,574	-8,508	-13,750
331	H13. 6. 26	70,000		0.18	15	0	0	-2,001,543	-4,219	0
332	H13. 7. 11		50,000	0.18	15	0	0	-2,051,543	-4,112	-4,112
333	H13. 7. 23	30,000		0.18	12	0	0	-2,029,027	-3,372	0
334	H13. 8. 11		50,000	0.18	19	0	0	-2,079,027	-5,281	-5,281
335	H13. 9. 12		45,000	0.18	32	0	0	-2,124,027	-9,113	-14,394
336	H13. 9. 21		1,469,032	0.18	9	0	0	-3,593,059	-2,618	-17,012
337	H15. 1. 7	150,000		0.18	473	0	0	-3,593,059	-232,810	-99,822
338	H15. 1. 14	200,000		0.18	7	0	0	-3,496,326	-3,445	0
339	H15. 1. 21	200,000		0.18	7	0	0	-3,299,678	-3,352	0
340	H15. 1. 26	350,000		0.18	5	0	0	-2,951,938	-2,260	0
341	H15. 2. 10		30,000	0.18	15	0	0	-2,981,938	-6,065	-6,065
342	H15. 3. 10		50,000	0.18	28	0	0	-3,031,938	-11,437	-17,502
343	H15. 3. 23	100,000		0.18	13	0	0	-2,954,839	-5,399	0
344	H15. 3. 25	280,000		0.18	2	0	0	-2,675,648	-809	0
345	H15. 4. 11		200,000	0.18	17	0	0	-2,875,648	-6,230	-6,230
346	H15. 5. 12		50,000	0.18	31	0	0	-2,925,648	-12,211	-18,441
347	H15. 5. 12	350,000		0.18	0	0	0	-2,594,089	0	0
348	H15. 5. 29	100,000		0.18	17	0	0	-2,500,130	-6,041	0
349	H15. 6. 12		40,000	0.18	14	0	0	-2,540,130	-4,794	-4,794
350	H15. 7. 12		50,000	0.18	30	0	0	-2,590,130	-10,438	-15,232
351	H15. 7. 23		1,447,150	0.18	11	0	0	-4,037,280	-3,902	-19,134
352	H15. 8. 29	1,200,000		0.18	37	0	0	-2,876,876	-20,462	0
353	H15. 9. 9	650,000		0.18	11	0	0	-2,231,211	-4,335	0
354	H15. 9. 22		50,000	0.18	13	0	0	-2,281,211	-3,973	-3,973
355	H15. 10. 22	170,000		0.18	30	0	0	-2,124,558	-9,374	0
356	H15. 10. 22		50,000	0.18	0	0	0	-2,174,558	0	0
357	H15. 11. 17		50,000	0.18	26	0	0	-2,224,558	-7,745	-7,745
358	H15. 12. 22		50,000	0.18	35	0	0	-2,274,558	-10,665	-18,410
359	H15. 12. 22	60,000		0.18	0	0	0	-2,232,968	0	0
360	H16. 1. 22		50,000	0.18	31	0	0	-2,282,968	-9,464	-9,464
361	H16. 2. 18		50,000	0.18	27	0	0	-2,332,968	-8,420	-17,884
362	H16. 3. 23		50,000	0.18	34	0	0	-2,382,968	-10,836	-28,720
363	H16. 4. 21		100,000	0.18	29	0	0	-2,482,968	-9,440	-38,160
364	H16. 5. 5	100,000		0.18	14	0	0	-2,425,876	-4,748	0
365	H16. 5. 21		50,000	0.18	16	0	0	-2,475,876	-5,302	-5,302

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
366	H16. 6. 14		50,000	0.18	24	0	0	-2,525,876	-8,117	-13,419
367	H16. 7. 22		50,000	0.18	38	0	0	-2,575,876	-13,112	-26,531
368	H16. 8. 2	60,000		0.18	11	0	0	-2,546,277	-3,870	0
369	H16. 8. 20		50,000	0.18	18	0	0	-2,596,277	-6,261	-6,261
370	H16. 8. 21	20,000		0.18	1	0	0	-2,582,892	-354	0
371	H16. 9. 22		50,000	0.18	32	0	0	-2,632,892	-11,291	-11,291
372	H16. 10. 20		50,000	0.18	28	0	0	-2,682,892	-10,071	-21,362
373	H16. 10. 20	40,000		0.18	0	0	0	-2,664,254	0	0
374	H16. 11. 22		50,000	0.18	33	0	0	-2,714,254	-12,010	-12,010
375	H16. 11. 22	20,000		0.18	0	0	0	-2,706,264	0	0
376	H16. 12. 23		50,000	0.18	31	0	0	-2,756,264	-11,460	-11,460
377	H16. 12. 23	10,000		0.18	0	0	0	-2,756,264	0	-1,460
378	H17. 1. 19		50,000	0.18	27	0	0	-2,806,264	-10,186	-11,646
379	H17. 1. 19	20,000		0.18	0	0	0	-2,797,910	0	0
380	H17. 2. 16		50,000	0.18	28	0	0	-2,847,910	-10,731	-10,731
381	H17. 2. 16	25,000		0.18	0	0	0	-2,833,641	0	0
382	H17. 3. 22		50,000	0.18	34	0	0	-2,883,641	-13,197	-13,197
383	H17. 3. 22	16,000		0.18	0	0	0	-2,880,838	0	0
384	H17. 4. 21		100,000	0.18	30	0	0	-2,980,838	-11,839	-11,839
385	H17. 5. 21		50,000	0.18	30	0	0	-3,030,838	-12,250	-24,089
386	H17. 6. 2	80,000		0.18	12	0	0	-2,979,909	-4,982	0
387	H17. 6. 17		110,000	0.18	15	0	0	-3,089,909	-6,123	-6,123
388	H17. 7. 21		100,000	0.18	34	0	0	-3,189,909	-14,391	-20,514
389	H17. 8. 18		50,000	0.18	28	0	0	-3,239,909	-12,235	-32,749
390	H17. 8. 25	100,000		0.18	7	0	0	-3,175,764	-3,106	0
391	H17. 9. 10	30,000		0.18	16	0	0	-3,152,724	-6,960	0
392	H17. 9. 21		50,000	0.18	11	0	0	-3,202,724	-4,750	-4,750
393	H17. 10. 19		50,000	0.18	28	0	0	-3,252,724	-12,284	-17,034
394	H17. 10. 19	40,000		0.18	0	0	0	-3,229,758	0	0
395	H17. 11. 22		50,000	0.18	34	0	0	-3,279,758	-15,042	-15,042
396	H17. 12. 15		50,000	0.18	23	0	0	-3,329,758	-10,333	-25,375
397	H17. 12. 15	50,000		0.18	0	0	0	-3,305,133	0	0
398	H18. 1. 19		50,000	0.18	35	0	0	-3,355,133	-15,846	-15,846
399	H18. 2. 20		50,000	0.18	32	0	0	-3,405,133	-14,707	-30,553
400	H18. 3. 20		50,000	0.18	28	0	0	-3,455,133	-13,060	-43,613
401	H18. 4. 20		50,000	0.18	31	0	0	-3,505,133	-14,672	-58,285
402	H18. 4. 20	50,000		0.18	0	0	0	-3,505,133	0	-8,285
403	H18. 5. 8	10,000		0.18	18	0	0	-3,505,133	-8,642	-6,927
404	H18. 5. 23		50,000	0.18	15	0	0	-3,555,133	-7,202	-14,129
405	H18. 6. 19		50,000	0.18	27	0	0	-3,605,133	-13,149	-27,278
406	H18. 6. 19	50,000		0.18	0	0	0	-3,582,411	0	0
407	H18. 7. 19		50,000	0.18	30	0	0	-3,632,411	-14,722	-14,722
408	H18. 7. 28	50,000		0.18	9	0	0	-3,601,611	-4,478	0
409	H18. 8. 21		50,000	0.18	24	0	0	-3,651,611	-11,840	-11,840
410	H18. 8. 21	70,000		0.18	0	0	0	-3,593,451	0	0
411	H18. 9. 22		100,000	0.18	32	0	0	-3,693,451	-15,752	-15,752
412	H18. 10. 17		50,000	0.18	25	0	0	-3,743,451	-12,648	-28,400
413	H18. 10. 19	50,000		0.18	2	0	0	-3,722,876	-1,025	0
414	H18. 11. 16	60,000		0.18	28	0	0	-3,677,155	-14,279	0
415	H18. 11. 21		50,000	0.18	5	0	0	-3,727,155	-2,518	-2,518
416	H18. 12. 20		50,000	0.18	29	0	0	-3,777,155	-14,806	-17,324
417	H19. 1. 22		50,000	0.18	33	0	0	-3,827,155	-17,074	-34,398
418	H19. 1. 22	40,000		0.18	0	0	0	-3,821,553	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
419	H19. 2. 7	20,000		0.18	16	0	0	-3,809,929	-8,376	0
420	H19. 2. 22		50,000	0.18	15	0	0	-3,859,929	-7,828	-7,828
421	H19. 3. 22		50,000	0.18	28	0	0	-3,909,929	-14,805	-22,633
422	H19. 3. 22	20,000		0.18	0	0	0	-3,909,929	0	-2,633
423	H19. 4. 18		50,000	0.18	27	0	0	-3,959,929	-14,461	-17,094
424	H19. 4. 27	40,000		0.18	9	0	0	-3,941,905	-4,882	0
425	H19. 5. 17		50,000	0.18	20	0	0	-3,991,905	-10,799	-10,799
426	H19. 5. 17	20,000		0.18	0	0	0	-3,982,704	0	0
427	H19. 6. 21		42,000	0.18	35	0	0	-4,024,704	-19,095	-19,095
428	H19. 6. 21	10,000		0.18	0	0	0	-4,024,704	0	-9,095
429	H19. 7. 23		50,000	0.18	32	0	0	-4,074,704	-17,642	-26,737
430	H19. 7. 23	20,000		0.18	0	0	0	-4,074,704	0	-6,737
431	H19. 8. 20		50,000	0.18	28	0	0	-4,124,704	-15,629	-22,366
432	H19. 8. 20	20,000		0.18	0	0	0	-4,124,704	0	-2,366
433	H19. 9. 21		50,000	0.18	32	0	0	-4,174,704	-18,080	-20,446
434	H19. 9. 21	10,000		0.18	0	0	0	-4,174,704	0	-10,446
435	H19. 10. 22		42,000	0.18	31	0	0	-4,216,704	-17,728	-28,174
436	H19. 11. 24		50,000	0.18	33	0	0	-4,266,704	-19,061	-47,235
437	H19. 11. 24	30,000		0.18	0	0	0	-4,266,704	0	-17,235
438	H19. 12. 22		50,000	0.18	28	0	0	-4,316,704	-16,365	-33,600
439	H20. 1. 23		50,000	0.18	32	0	0	-4,366,704	-18,885	-52,485
440	H20. 2. 8	40,000		0.18	16	0	0	-4,366,704	-9,544	-22,029
441	H20. 2. 22		50,000	0.18	14	0	0	-4,416,704	-8,351	-30,380
442	H20. 3. 4	20,000		0.18	11	0	0	-4,416,704	-6,637	-17,017
443	H20. 3. 22		50,000	0.18	18	0	0	-4,466,704	-10,860	-27,877
444	H20. 4. 21		50,000	0.18	30	0	0	-4,516,704	-18,306	-46,183
445	H20. 4. 21	40,000		0.18	0	0	0	-4,516,704	0	-6,183
446	H20. 5. 20		50,000	0.18	29	0	0	-4,566,704	-17,894	-24,077
447	H20. 5. 20	20,000		0.18	0	0	0	-4,566,704	0	-4,077
448	H20. 6. 19		50,000	0.18	30	0	0	-4,616,704	-18,716	-22,793
449	H20. 6. 19	20,000		0.18	0	0	0	-4,616,704	0	-2,793
450	H20. 7. 22		50,000	0.18	33	0	0	-4,666,704	-20,813	-23,606
451	H20. 7. 22	15,000		0.18	0	0	0	-4,666,704	0	-8,606
452	H20. 8. 24		50,000	0.18	33	0	0	-4,716,704	-21,038	-29,644
453	H20. 8. 24	10,000		0.18	0	0	0	-4,716,704	0	-19,644
454	H20. 9. 18		50,000	0.18	25	0	0	-4,766,704	-16,108	-35,752
455	H20. 9. 18	30,000		0.18	0	0	0	-4,766,704	0	-5,752
456	H20. 10. 22		42,000	0.18	34	0	0	-4,808,704	-22,140	-27,892
457	H20. 11. 19		42,000	0.18	28	0	0	-4,850,704	-18,393	-46,285
458	H20. 11. 27	20,000		0.18	8	0	0	-4,850,704	-5,301	-31,586
459	H20. 12. 24		50,000	0.18	27	0	0	-4,900,704	-17,891	-49,477
460	H21. 1. 20		50,000	0.18	27	0	0	-4,950,704	-18,113	-67,590
461	H21. 1. 20	35,000		0.18	0	0	0	-4,950,704	0	-32,590
462	H21. 2. 18		50,000	0.18	29	0	0	-5,000,704	-19,667	-52,257
463	H21. 2. 18	22,000		0.18	0	0	0	-5,000,704	0	-30,257
464	H21. 3. 24		49,000	0.18	34	0	0	-5,049,704	-23,290	-53,547
465	H21. 3. 24	13,000		0.18	0	0	0	-5,049,704	0	-40,547
466	H21. 4. 24		50,000	0.18	31	0	0	-5,099,704	-21,443	-61,990
467	H21. 5. 7	15,000		0.18	13	0	0	-5,099,704	-9,081	-56,071
468	H21. 5. 23		50,000	0.18	16	0	0	-5,149,704	-11,177	-67,248
469	H21. 5. 23	20,000		0.18	0	0	0	-5,149,704	0	-47,248
470	H21. 6. 17		50,000	0.18	25	0	0	-5,199,704	-17,635	-64,883
471	H21. 6. 17	28,000		0.18	0	0	0	-5,199,704	0	-36,883

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
472	H21. 7. 23		60,000	0.18	36	0	0	-5,259,704	-25,642	-62,525
473	H21. 8. 25		42,000	0.18	33	0	0	-5,301,704	-23,776	-86,301
474	H21. 9. 24		50,000	0.18	30	0	0	-5,351,704	-21,787	-108,088
475	H21. 9. 24	40,000		0.18	0	0	0	-5,351,704	0	-68,088
476	H21. 10. 19		50,000	0.18	25	0	0	-5,401,704	-18,327	-86,415
477	H21. 10. 19	33,000		0.18	0	0	0	-5,401,704	0	-53,415
478	H21. 11. 20		50,000	0.18	32	0	0	-5,451,704	-23,678	-77,093
479	H21. 11. 20	17,000		0.18	0	0	0	-5,451,704	0	-60,093
480	H21. 12. 21		50,000	0.18	31	0	0	-5,501,704	-23,151	-83,244
481	H21. 12. 21	18,000		0.18	0	0	0	-5,501,704	0	-65,244
482	H22. 1. 20		50,000	0.18	30	0	0	-5,551,704	-22,609	-87,853
483	H22. 1. 20	20,000		0.18	0	0	0	-5,551,704	0	-67,853
484	H22. 2. 23		50,000	0.18	34	0	0	-5,601,704	-25,857	-93,710
485	H22. 2. 23	15,000		0.18	0	0	0	-5,601,704	0	-78,710
486	H22. 3. 20		50,000	0.18	25	0	0	-5,651,704	-19,183	-97,893
487	H22. 3. 20	23,000		0.18	0	0	0	-5,651,704	0	-74,893
488	H22. 4. 21		42,000	0.18	32	0	0	-5,693,704	-24,774	-99,667
489	H22. 4. 21	10,000		0.18	0	0	0	-5,693,704	0	-89,667
490	H22. 5. 20		35,000	0.18	29	0	0	-5,728,704	-22,618	-112,285
491	H22. 6. 21		34,000	0.18	32	0	0	-5,762,704	-25,112	-137,397
492	H22. 7. 20		30,000	0.18	29	0	0	-5,792,704	-22,892	-160,289
493	H22. 8. 23		36,000	0.18	34	0	0	-5,828,704	-26,979	-187,268
494	H22. 9. 20		30,000	0.18	28	0	0	-5,858,704	-22,356	-209,624
495	H22. 10. 23		35,000	0.18	33	0	0	-5,893,704	-26,484	-236,108
496	H22. 11. 22		31,000	0.18	30	0	0	-5,924,704	-24,220	-260,328
497	H22. 12. 24		34,000	0.18	32	0	0	-5,958,704	-25,971	-286,299
498	H23. 1. 24		32,000	0.18	31	0	0	-5,990,704	-25,304	-311,603
499	H23. 2. 22		35,000	0.18	29	0	0	-6,025,704	-23,798	-335,401
500	H23. 3. 23		30,000	0.18	29	0	0	-6,055,704	-23,937	-359,338
501	H23. 4. 21		32,000	0.18	29	0	0	-6,087,704	-24,056	-383,394
502	H23. 5. 23		33,000	0.18	32	0	0	-6,120,704	-26,685	-410,079
503	H23. 6. 22		31,000	0.18	30	0	0	-6,151,704	-25,153	-435,232
504	H23. 7. 22		31,000	0.18	30	0	0	-6,182,704	-25,280	-460,512
505	H23. 8. 24		34,000	0.18	33	0	0	-6,216,704	-27,949	-488,461
506	H23. 10. 21		1,000	0.18	58	0	0	-6,217,704	-49,392	-537,853
507	H23. 11. 21		40,000	0.18	31	0	0	-6,257,704	-26,403	-564,256
508	H23. 12. 21		20,000	0.18	30	0	0	-6,277,704	-25,716	-589,972
509	H24. 1. 23		1,000	0.18	33	0	0	-6,278,704	-28,324	-618,296
510	H24. 2. 21		20,000	0.18	29	0	0	-6,298,704	-24,874	-643,170
511	H24. 3. 22		20,000	0.18	30	0	0	-6,318,704	-25,814	-668,984
512	H24. 4. 23		20,000	0.18	32	0	0	-6,338,704	-27,622	-696,606
513	H24. 5. 23		1,000	0.18	30	0	0	-6,339,704	-25,978	-722,584
514	H24. 6. 18		20,000	0.18	26	0	0	-6,359,704	-22,518	-745,102
515	H24. 7. 24		1,000	0.18	36	0	0	-6,360,704	-31,277	-776,379
516	H24. 8. 22		20,000	0.18	29	0	0	-6,380,704	-25,199	-801,578
517	H24. 9. 24		20,000	0.18	33	0	0	-6,400,704	-28,765	-830,343
518	H24. 10. 22		20,000	0.18	28	0	0	-6,420,704	-24,483	-854,826
519	H24. 11. 23		20,000	0.18	32	0	0	-6,440,704	-28,068	-882,894
520	H24. 12. 21		1,000	0.18	28	0	0	-6,441,704	-24,636	-907,530
521	H25. 1. 24		20,000	0.18	34	0	0	-6,461,704	-29,978	-937,508
522	H25. 1. 28		20,000	0.18	4	0	0	-6,481,704	-3,540	-941,048
523	H25. 2. 22		20,000	0.18	25	0	0	-6,501,704	-22,197	-963,245
524	H25. 3. 22		20,000	0.18	28	0	0	-6,521,704	-24,938	-988,183

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
525	H25. 4. 23		20,000	0.18	32	0	0	-6,541,704	-28,583	-1,016,771
526	H25. 5. 23		20,000	0.18	30	0	0	-6,561,704	-26,883	-1,043,654
527	H25. 6. 24		20,000	0.18	32	0	0	-6,581,704	-28,763	-1,072,417
528	H25. 7. 23		20,000	0.18	29	0	0	-6,601,704	-26,146	-1,098,563
529	H25. 8. 23		20,000	0.18	31	0	0	-6,621,704	-28,034	-1,126,597
530	H25. 9. 24		20,000	0.18	32	0	0	-6,641,704	-29,026	-1,155,623
531	H25. 10. 22		20,000	0.18	28	0	0	-6,661,704	-25,475	-1,181,098
532	H25. 11. 21		20,000	0.18	30	0	0	-6,681,704	-27,376	-1,208,474
533	H25. 12. 24		20,000	0.18	33	0	0	-6,701,704	-30,204	-1,238,678
534	H26. 1. 23		20,000	0.18	30	0	0	-6,721,704	-27,541	-1,266,219
535	H26. 2. 22		20,000	0.18	30	0	0	-6,741,704	-27,623	-1,293,842
536	H26. 3. 24		1,000	0.18	30	0	0	-6,742,704	-27,705	-1,321,547
537	H26. 3. 31		20,000	0.18	7	0	0	-6,762,704	-6,465	-1,328,012
538	H26. 4. 23		20,000	0.18	23	0	0	-6,782,704	-21,307	-1,349,319
539	H26. 5. 24		20,000	0.18	31	0	0	-6,802,704	-28,803	-1,378,122
540	H26. 6. 23		20,000	0.18	30	0	0	-6,822,704	-27,956	-1,406,078
541	H26. 7. 24		1,000	0.18	31	0	0	-6,823,704	-28,973	-1,435,051
542	H26. 8. 11		20,000	0.18	18	0	0	-6,843,704	-16,825	-1,451,876
543	H26. 8. 21		20,000	0.18	10	0	0	-6,863,704	-9,374	-1,461,250
544	H26. 9. 22		20,000	0.18	32	0	0	-6,883,704	-30,087	-1,491,337
545	H26. 10. 24		20,000	0.18	32	0	0	-6,903,704	-30,175	-1,521,512
546	H26. 11. 22		20,000	0.18	29	0	0	-6,923,704	-27,425	-1,548,937
547	H26. 12. 22		20,000	0.18	30	0	0	-6,943,704	-28,453	-1,577,390
548	H27. 1. 23		20,000	0.18	32	0	0	-6,963,704	-30,438	-1,607,828
549	H27. 2. 24		20,000	0.18	32	0	0	-6,983,704	-30,525	-1,638,353
550	H27. 3. 22		20,000	0.18	26	0	0	-7,003,704	-24,873	-1,663,226
551	H27. 4. 23		20,000	0.18	32	0	0	-7,023,704	-30,701	-1,693,927
552	H27. 5. 22		20,000	0.18	29	0	0	-7,043,704	-27,902	-1,721,829
553	H27. 6. 22		20,000	0.18	31	0	0	-7,063,704	-29,911	-1,751,740
554	H27. 7. 23		20,000	0.18	31	0	0	-7,083,704	-29,996	-1,781,736
555	H27. 8. 24		20,000	0.18	32	0	0	-7,103,704	-31,051	-1,812,787
556	H27. 9. 20		20,000	0.18	27	0	0	-7,123,704	-26,273	-1,839,060
557	H27. 10. 23		20,000	0.18	33	0	0	-7,143,704	-32,203	-1,871,263
558	H27. 11. 24		20,000	0.18	32	0	0	-7,163,704	-31,314	-1,902,577
559	H27. 12. 21		20,000	0.18	27	0	0	-7,183,704	-26,495	-1,929,072
560	H28. 1. 23		20,000	0.18	33	0	0	-7,203,704	-32,412	-1,961,484
561	H28. 2. 22		20,000	0.18	30	0	0	-7,223,704	-29,523	-1,991,007
562	H28. 3. 23		20,000	0.18	30	0	0	-7,243,704	-29,605	-2,020,612
563	H28. 4. 22		20,000	0.18	30	0	0	-7,263,704	-29,687	-2,050,299
564	H28. 5. 23		20,000	0.18	31	0	0	-7,283,704	-30,761	-2,081,060
565	H28. 6. 23		20,000	0.18	31	0	0	-7,303,704	-30,846	-2,111,906
566	H28. 7. 22		20,000	0.18	29	0	0	-7,323,704	-28,935	-2,140,841
567	H28. 8. 22		20,000	0.18	31	0	0	-7,343,704	-31,015	-2,171,856
568	H28. 9. 23		20,000	0.18	32	0	0	-7,363,704	-32,103	-2,203,959
569	H28. 10. 21		20,000	0.18	28	0	0	-7,383,704	-28,167	-2,232,126
570	H28. 11. 22		20,000	0.18	32	0	0	-7,403,704	-32,278	-2,264,404

これは正本である。

平成30年9月18日

福岡地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 田代

